



島根県報

平成30年1月12日（金）

第2,970号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (農 村 整 備 課) 2

【告 示】

島根県国民健康保険条例の規定により知事が定める国民健康保険事業費納付金の
算定に必要な数 (健 康 推 進 課) 2

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業
者の指定の取消し (高 齢 者 福 祉 課) 2

介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定 (") 3

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定の更新 (障 が い 福 祉 課) 3

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (") 3

県営土地改良事業の工事の完了 (農 村 整 備 課) 4

地域森林計画の樹立 (森 林 整 備 課) 4

地域森林計画の変更 (") 4

【公 告】

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 5

【特定調達公告】

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センターにおける白衣等貸借に係
る一般競争入札の落札者等 (病 院 局) 5

公布された条例等のあらまし

◇島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第2号）

1 規則の概要

島根県土地改良財産の処分に関する条例の規定による土地改良財産の無償譲渡に関し、対象となる事業を追加することとした。（第2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 1月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第2号

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則（平成8年島根県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(36) 中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年28農振第1336号）に基づく事業

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示**島根県告示第10号**

島根県国民健康保険条例（平成29年島根県条例第45号。以下「条例」という。）第11条、第13条、第16条、第17条、第20条、第21条及び第24条の規定により、国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数を次のとおり定め、平成30年4月1日から施行する。

平成30年 1月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 条例第11条の規定により知事が別に定める医療費指数反映係数は、1とする。
- 2 条例第13条の規定により知事が別に定める一般納付金所得係数は、0.8552623016843とする。
- 3 条例第16条の規定により知事が別に定める一般納付金被保険者均等割指数は、0.7とする。
- 4 条例第17条の規定により知事が別に定める後期高齢者支援金等納付金所得係数は、0.8596411621797とする。
- 5 条例第20条の規定により知事が別に定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、0.7とする。
- 6 条例第21条の規定により知事が別に定める介護納付金納付金所得係数は、0.8510340515067とする。
- 7 条例第24条の規定により知事が別に定める介護納付金納付金被保険者均等割指数は、0.7とする。

島根県告示第11号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項第6号及び第7号並びに第115条の9第1項第9号の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の取消しをしたので、同法第78条第3号及び第115条の10

第3号の規定により告示する。

平成30年 1月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	取消年月日
株式会社エー・サポート	訪問介護 介護予防訪問介護	訪問介護事業所 ゆかり園	雲南市三刀屋町下熊谷1675番地2	平成29年12月27日

島根県告示第12号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成30年 1月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 ヒカリエ	居宅介護支援	こもればケアプランニング	島根県雲南市三刀屋町下熊谷1675-2	平成30年 1月 1日

島根県告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新したので告示する。

平成30年 1月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	更新年月日
名 称	所 在 地		
そうごう薬局 安来店	安来市安来町935-4	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年 1月 1日
島根県看護協会 訪問看護ステーションおおだ	大田市大田町大田口1113-5	育成医療 更生医療	平成30年 1月 1日

島根県告示第14号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成30年 1月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
井上 圭太	泌尿器科	雲南市立病院	雲南市大東町飯田96番地1	平成29年12月28日
大内 武	循環器内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成29年12月28日
杉原 一暢	眼科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成29年12月28日

松原 毅	外科	医療法人沖繩徳洲会 出雲 徳洲会病院	出雲市斐川町直江3964-1	平成29年12月28日
------	----	-----------------------	----------------	-------------

島根県告示第15号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

平成30年 1月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
出雲西地区区画整理事業（県営農地整備事業（経営体育成型））	平成29年11月20日

島根県告示第16号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画を樹立したので、同法第6条第7項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年 1月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦覧に供する関係書類の名称	縦 覧 場 所
斐伊川森林計画区 （松江市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市）	斐伊川地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県東部農林振興センター 島根県東部農林振興センター雲南事務所 島根県東部農林振興センター出雲事務所

島根県告示第17号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年 1月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦覧に供する関係書類の名称	縦 覧 場 所
江の川下流森林計画区 （浜田市、江津市、大田市、川本町、美郷町、邑南町）	江の川下流地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県西部農林振興センター 島根県西部農林振興センター県央事務所
高津川森林計画区 （益田市、津和野町、吉賀町）	高津川地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県西部農林振興センター益田事務所
隠岐森林計画区 （隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村）	隠岐地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県隠岐支庁農林局

公

告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年 1月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ作成）
- 2 作業期間
平成29年12月26日から平成30年 3月16日まで
- 3 作業地域
益田市高津四丁目

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年 1月12日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

- 1 件名及び数量
白衣等貸貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年11月2日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社岩多屋 代表取締役 岩谷 一賢 浜田市浅井町87番地2
- 5 落札金額
194円/枚（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成29年 9月19日